

平成27年2月3日より改正されました 主な改正点は※1.2.3.4.5

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 業務改善助成金のご案内

賃金の引上げを行うことを目指し労働能率増進に資する設備投資を行う
中小企業・小規模事業者に対して交付するものです。

■交付の要件

下記2つの計画を策定し、年度内に実施した場合、業務改善に要した費用の一部を助成します。

賃金引上計画	業務改善計画
事業場内で最も低い時間当たりの賃金額（800円未満）を時間額40円以上引き上げる（※1）	労働能率の増進に資する設備・機器の導入等

- （※1）時間当たりの賃金額が事業場内で最も低い労働者は、**雇用期間6月以上**の労働者であること（**所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少を伴わずに引き上げることが必要です。**）
- （※2）**事業者名の公表に同意した事業者であること**（自主的に賃金の引上げを実施した事業場を紹介します。）
- （※3）**過去に業務改善助成金の交付を受けたことがないこと。**

■交付額

業務改善経費の1／2（上限は150万円（※4）、下限は5万円）

（※常時使用する労働者数が、企業全体で30人以下の事業場は、3／4）

助成対象経費	業務改善に要した費用	助成率	
		1／2	3／4
専門家謝金、機械装置等購入費、店舗改装等造作費他（※5）	300万	100万～150万（※4）	100～150万（※4）
	150万	75万	100万～112.5万（※4）
	10万（下限）	5万（下限）	7.5万（下限）

（※4）下記の表の該当する上限額と比較して、いずれか低い方の額

（※5）事業活動を行うに当たり、**社会通念上当然に必要となる経費**を除く。

例	×	就業規則の作成費用	×	飲食店における冷蔵庫の購入費用
	×	自動車（特殊用途自動車を除く）の購入費用	×	美容業における美容機器の購入費用
	×	パソコン（特定業務専用パソコンを除く）の購入費用	×	倉庫業におけるフォークリフトの購入費用

表（助成額の上限）

引上げ額	時間額40円以上	時間額60円以上の引上げ			
引上げ人数	1人以上	1～9人	10～14人	15～19人	20人以上
上限額	100万円		130万円	140万円	150万円

－お問い合わせ、ご相談は－

専門家派遣・相談等支援事業

◎群馬県最低賃金総合相談支援センター

Tel 027-353-4828

〒370-0031 高崎市上大類町745-10

◎全国最低賃金総合電話相談センター

Tel 0120-311-615

ホームページ：<http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

群馬労働局労働基準部賃金室

Tel 027-210-5005

〒371-8567 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8F

ホームページ：<http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>